

いわき生野学園

身体拘束等の適正化のための指針

令和4年4月

1 本指針の作成の目的

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、利用者の尊厳を阻むものである。いわき生野学園では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束をしない支援を実践するため本指針を作成する。

2 身体拘束等の適正化に向けた体制

身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待防止委員会（身体拘束防止委員会）を設置する。

1) 委員会の構成メンバー

運営責任者 施設長
構成員 管理者、サービス管理責任者、生活支援員 等

2) 委員会の開催

- ①年2回以上開催する。
- ②やむを得ず身体拘束を行ったとき。(随時)

3) 委員会の実施内容

- ①やむを得ず身体拘束を行ったとき、検証を行う。
- ②会議記録を供覧し、全職員に周知する。

モニタリングの際に開催する個別支援会議等と連携し、次の内容を実施する。

- ①事業所で身体拘束と考える具体例を検討する
- ②身体拘束等について報告するための様式を整備する
- ③従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、②の様式に従い身体拘束等について報告する
- ④③により報告された事例を集計し、分析する
- ⑤事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討し、再発防止の確立防止に努める
- ⑥報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する
- ⑦適正化策を講じた後に、その効果について評価検証する

4 身体拘束等適正化のための研修に関する基本方針

- 1) 身体的拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。
- 2) 研修は年1回以上全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。
新規採用時には必ず研修を実施する
- 3) 内部研修会のほか、社会福祉協議会等が開催する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります

5 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- 1) 利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- 2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げない。
- 3) 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4) 利用者の安全の確保を理由として、入所者等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない

い。

5) 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援・介護を行う。

う。

6 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事例については、その全ての案件を身体拘束等適正化対策検討委員会に報告する。

7 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。

しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2) 非代替腫：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。

3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

また、身体拘束を行う場合には、組織による決定と個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の身体拘束解除を目指す。

8 身体拘束の廃止に向けたマニュアル等の整備と活用

マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

9 本指針の閲覧に関する基本方針

指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。